

# 業務取扱要領

50001－54000 雇用保険給付関係  
(一般求職者に対する求職者給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課



# 目 次

50001-	第1	離職票の受理	1
50100			
50001-	1	離職票の受理	1
50050			
50001	(1)	離職票受理の安定所	1
50002	(2)	離職票を所持して初めて安定所に出頭し、基本手当の支給を受けようとする者の取扱い	1
50003	(3)	離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる受給資格者についての事務処理	2
50004	(4)	離職票提出者が本人であること及び住所又は居所の確認	6
50005	(5)	離職票に記載された個人番号が離職票提出者本人のものであることの確認等	6
50006	(6)	離職者の記名押印が省略されている旨の記載のある離職票等の受理	8
50007	(7)	離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡	8
50008	(8)	受理した離職票の処理	8
50101-	第2	受給資格の決定	11
50250			
50101-	1	受給資格の決定及び被保険者期間	11
50150			
50101	(1)	受給資格及び受給資格者の意義	11
50102	(2)	受給資格の決定	11
50103	(3)	被保険者期間	13
50104	(4)	2枚以上の離職票の提出があった場合の受給資格決定の要領	17
50105	(5)	船員であった者が陸上勤務者（陸上勤務者であった者が船員）になった後に離職した場合の被保険者期間の算定方法	19
50106	(6)	日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い	19
50107	(7)	日雇の受給資格調整を受けた者の受給資格の決定	19
50108	(8)	船員に係る被保険者期間の通算（船員保険制度の雇用保険への統合に伴う経過措置）	20
50151-	2	算定対象期間及び受給要件の緩和	29
50200			
50151	(1)	概要	29
50152	(2)	受給要件の緩和が認められる理由	29
50153	(3)	受給要件の緩和が認められる日数	30
50154	(4)	2枚の離職票を提出した場合の受給要件の緩和	35
50155	(5)	受給要件を緩和できる理由等の確認	36
50201-	3	受給資格の決定に伴う事務処理	37
50250			

50201	(1)	資格喪失の確認を受けていない場合の措置	37
50202	(2)	受給資格の仮決定	37
50203	(3)	離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置	38
50204	(4)	算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上又は12か月以上ない場合の措置	38
50205	(5)	受給期間が経過した後に離職票が提出された場合の措置	39
50206	(6)	就職状態にある者から離職票が提出された場合の措置	39
50207	(7)	受給資格の決定に伴う事務処理	39
50208	(8)	事務の委嘱による場合	40
50251-			
	第3	受給期間及び受給期間の延長	41
50300			
50251-	1	受給期間	41
50260			
50251	(1)	原則	41
50261-	2	受給期間の延長	42
50270			
50261	(1)	概要	42
50271-	3	法第20条第1項の受給期間の延長	42
50280			
50271	(1)	受給期間の延長が認められる理由	42
50272	(2)	受給期間が延長される日数	43
50273	(3)	受給期間の延長申請の手続	46
50274	(4)	延長申請書の審査	48
50275	(5)	受給期間延長通知書の交付及び受給資格者証等の処理	48
50281-	4	法第20条第2項の受給期間の延長	53
50290			
50281	(1)	受給期間の延長が認められる理由	53
50282	(2)	受給期間が延長される期間	54
50283	(3)	受給期間の延長申請の手続	55
50284	(4)	延長申請書の審査	55
50285	(5)	受給期間延長通知書の交付及び離職票等の処理	55
50286	(6)	法第20条第2項の受給期間の延長が認められた者が、法第20条第1項の受給期間の延長を申請した場合の取扱い	56
50301-			
	第4	所定給付日数について	58
50400			
50301-	1	所定給付日数の決定	58
50350			
50301	(1)	所定給付日数	58
50302	(2)	算定基礎期間	59
50303	(3)	年齢の確認	70
50304	(4)	就職困難な者の確認	71

50305	(5)	特定受給資格者の範囲	73
50305-2	(5-2)	特定理由離職者の範囲	86
50306	(6)	特定理由離職者及び特定受給資格者の決定手続	90
50307	(7)	削除	91
50307-2	(7-2)	削除	91
50308	(8)	所定給付日数の決定に伴う事務処理	91
50309	(9)	特定理由離職者及び特定受給資格者に係る暫定措置の整理	92
50310	(10)	特定理由離職者及び特定受給資格者に係る暫定措置等の整理-2	93
50401-			
50600	第5	賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲	94
50401-	1	賃金の範囲	94
50450			
50401	(1)	賃金の意義	94
50402	(2)	賃金の定義	94
50403	(3)	賃金の範囲に算入される現物給与	94
50404	(4)	現物給与の評価	95
50451-	2	賃金日額の算定の基礎となる賃金	95
50500			
50451	(1)	賃金日額の算定の基礎となる賃金	95
50452	(2)	「臨時に支払われる賃金」の意義	95
50453	(3)	「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」の意義	95
50454	(4)	「特別の賃金」の意義	96
50501-	3	賃金の解釈	97
50550			
50501	(1)	賃金と解されるものの例	97
50502	(2)	賃金と解されないものの例	99
50503	(3)	賃金日額の算定の基礎に算入されないものの例	100
50504	(4)	特別の取扱いをするもの	100
50601-			
50900	第6	基本手当日額の決定	102
50601-	1	賃金日額の算定方法	102
50650			
50601	(1)	原則	102
50602	(2)	月給者の場合（離職票-2 ㊷㊸欄に賃金額が記載されている場合）の計算	109
50603	(3)	日給者の場合の計算	110
50604	(4)	賃金形態に変更がある場合（異なる賃金月について離職票-2 ㊷㊸欄に賃金額が記載されている場合）	111
50605	(5)	賃金締切日の変更の場合	113
50606	(6)	賃金締切日に変更され、元の賃金締切日に戻った場合	115
50607	(7)	一般の離職票と短期の離職票により受給資格を決定した場合	117

50608	(8)	週払の場合	120
50609	(9)	未払賃金がある場合	121
50610	(10)	特別の賃金がある場合	121
50611	(11)	賃金日額の算定が困難な場合又は賃金日額とすることが適当でない と認められる場合	122
50612	(12)	2枚の離職票の提出があった場合の賃金日額の算定方法	128
50613	(13)	賃金日額の算定を行う場合のその他の留意事項	129
50614	(14)	船員に係る賃金月額算定(平成21年厚生労働省告示第537号)	130
50615	(15)	端数処理	153
50616	(16)	賃金日額の最低額及び最高額	153
50617	(17)	自動変更対象額	153
50651-			
50654	2	削除	154
50661-			
50664	3	勤務時間短縮措置等適用時の賃金日額算定の特例	154
50661	(1)	原則	154
50662	(2)	特例措置の内容	154
50663	(3)	本特例措置の対象者	155
50664	(4)	事務取扱い	156
50671-			
50674	4	緊急対応型ワークシェアリング制度導入時の賃金日額算定の特例	166
50671	(1)	原則	166
50672	(2)	特例措置の内容	166
50673	(3)	本特例措置の対象者	167
50674	(4)	事務取扱い	168
50691-			
50700	5	昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金 日額の算定方法	169
50691	(1)	原則	169
50692	(2)	両事業所の賃金締切日が異なる場合	169
50701-			
50750	6	日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法	169
50701	(1)	原則	169
50751-			
50800	7	賃金日額の算定に伴う事務処理	170
50751	(1)	離職票の事務処理	170
50801-			
50850	8	基本手当日額の決定及び変更	171
50801	(1)	基本手当日額の決定	171
50802	(2)	基本手当日額の変更	173

50901-	第7	失業の認定日及び支給日の決定	174
51000			
50901-	1	失業の認定日の決定	174
50950			
50901	(1)	認定日の決定	174
50951-	2	基本手当支給日の決定	175
51000			
50951	(1)	支給日の決定	175
51001-	第8	支給台帳及び受給資格者証	176
51100			
51001-	1	支給台帳の作成及び記録	176
51050			
51001	(1)	支給台帳作成の目的	176
51002	(2)	支給台帳の作成及び記録	176
51051-	2	受給資格者証の作成及び交付	178
51100			
51051	(1)	概要	178
51052	(2)	受給資格者証の作成及び記録	178
51053	(3)	作成後の処理	178
51054	(4)	受給資格者証の再作成	179
51101-	第9	待期	182
51200			
51101-	1	待期	182
51150			
51101	(1)	待期の意義	182
51102	(2)	待期日数	182
51103	(3)	待期満了と離職理由に基づく給付制限	182
51201-	第10	失業の認定	183
51600			
51201-	1	失業の認定の意義	183
51250			
51201	(1)	概要	183
51202	(2)	労働の意思	183
51203	(3)	労働の能力	183
51204	(4)	職業に就くことができない状態	184
51251-	2	失業の認定要領	184
51300			
51251	(1)	概要	184

51252	(2)	受給資格者本人であるかどうかの確認	184
51253	(3)	所定の認定日であるかどうかの確認	185
51254	(4)	労働の意思及び能力があるかどうかの確認	185
51255	(5)	就職した日又は自己の労働による収入があったかどうかの確認	193
51256	(6)	登録型派遣労働者に係る留意事項	197
51301-			
51350	3	失業認定申告書	198
51301	(1)	失業認定申告書	198
51302	(2)	失業認定申告書の事務処理	198
51351-			
51400	4	認定日の変更	202
51351	(1)	概要	202
51352	(2)	認定日変更に伴う事務処理	204
51400	(3)	土、日曜日に係る失業の認定の特例	206
51401-			
51450	5	証明書による失業の認定	207
51401	(1)	概要	207
51402	(2)	証明認定に伴う事務処理	209
51451-			
51500	6	審査結果等に基づく失業の一括認定	210
51451	(1)	概要	210
51452	(2)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	210
51501-		求職者給付及び就職促進給付に関する事務の委嘱、受給資格者の	
51550	7	住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置	211
51501	(1)	事務の委嘱による場合	211
51502	(2)	移管による場合	212
51503	(3)	管轄変更による場合	213
51504	(4)	委嘱、移管、管轄変更に伴う留意事項	214
51601-			
52100	第 11	基本手当の支給	215
51601-			
51650	1	基本手当の支給要領	215
51601	(1)	概要	215
51602	(2)	支給決定を行う場合の留意事項	215
51603	(3)	基本手当の支給に伴う事務処理	215
51604	(4)	受給資格者証を提出しない場合の措置	215
51651-			
51700	2	基本手当の減額	216
51651	(1)	概要	216
51652	(2)	「自己の労働による収入」の意義	216
51653	(3)	自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額	216
51654	(4)	控除額の変更	217



51655	(5)	減額支給を行う場合の留意事項	217
51701-			
51750	3	激甚災害時における求職者給付の支給の特例	220
51701	(1)	概要	220
51702	(2)	休業事業所の把握	220
51703	(3)	休業の確認	221
51704	(4)	特例基本手当の支給	224
51705	(5)	休業者の被保険者資格の再取得	229
51706	(6)	不服申立て	230
51707	(7)	様式	230
51708	(8)	その他の留意事項	230
51751-			
51800	4	災害時における求職者給付の支給に関する特別措置	231
51751	(1)	概要	231
51752	(2)	特別措置の対象者	232
51753	(3)	激甚災害時における求職者給付の支給に関する特別措置が発動された 地域に隣接する地域の取扱い	232
51754	(4)	支給等の手続	232
51755	(5)	その他の留意事項	233
51801-			
51850	5	削除	
51901-			
51950	6	巡回職業相談所における失業の認定及び基本手当の支給	235
51901	(1)	概要	235
51902	(2)	失業の認定及び基本手当の支給を行うことができる巡回職業相談 所の承認	235
51903	(3)	巡回職業相談所における事務処理等	237
51951-			
52000	7	市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給	238
51951	(1)	概要	238
51952	(2)	この取扱いを受けるための条件	238
51953	(3)	この取扱いを行うための手続	239
52001-			
52050	8	失業等給付の支給方法	244
52001	(1)	概要	244
52002	(2)	口座振込みの方法による取扱いの範囲	244
52003	(3)	離職票の受理及び受給資格決定に伴う事務処理	244
52004	(4)	払渡希望金融機関の指定及び変更	245
52005	(5)	失業の認定及び支給	246
52006	(6)	口座振込受給資格者に対する年末年始における失業の認定及び 失業等給付の支給	246

52007	(7) 支払方法の切替等	247
52101－		
52300	第 12 給付の制限	253
52101－		
52150	1 給付制限の趣旨	253
52101	(1) 概要	253
52151－		
52200	2 法第 32 条の給付制限	253
52151	(1) 概要	253
52152	(2) 安定所の紹介する職業に就くことを拒むことが正当な理由がある と認められる場合の認定基準	255
52153	(3) 公共職業訓練等の受講を拒否することが正当な理由があると認め られる場合の認定基準	260
52154	(4) 職業指導拒否が正当な理由があると認められる場合の認定基準	261
52155	(5) その拒否を給付制限理由とする職業指導	262
52156	(6) 法第 32 条の給付制限期間	262
52157	(7) その他の留意事項	263
52158	(8) 法第 32 条の給付制限を行う場合の事務処理	264
52201－		
52250	3 法第 33 条の給付制限	266
52201	(1) 概要	266
52202	(2) 「自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇」として給付制限 を行う場合の認定基準	267
52203	(3) 「正当な理由がない自己の都合による退職」として給付制限を行う 場合の認定基準	269
52204	(4) 削除	274
52205	(5) 法第 33 条の給付制限期間	274
52206	(6) 給付制限に伴う受給期間の延長	278
52207	(7) 法第 33 条の給付制限処分を行う時点及び事務処理	278
52251－		
52300	4 給付制限の競合、取消し及び給付制限後の措置	279
52251	(1) 給付制限の競合	279
52252	(2) 給付制限の取消し等	279
52253	(3) 給付制限後の措置	279
52301－		
52700	第 13 給付日数の延長	280
52301－		
52350	1 概要	280
52351－		
52400	2 訓練延長給付	280

52351	(1)	概要	280
52352	(2)	延長給付の適用を受ける者	280
52353	(3)	公共職業訓練等を受けるために待期している者に対する延長給付	280
52354	(4)	公共職業訓練等を受講している者に対する延長給付	281
52355	(5)	公共職業訓練等を受け終わった者に対する延長給付	282
52356	(6)	延長給付に係る基本手当の支給	284
52357	(7)	支給台帳の処理	284
52358	(8)	受給資格者証の処理	284
52371-			
52400	3	個別延長給付	285
52371	(1)	個別延長給付の適用を受ける者	285
52372	(2)	個別延長給付の決定	289
52373	(3)	延長給付日数及び受給期間	291
52374	(4)	個別延長給付に係るその他留意事項	291
52375	(5)	支給台帳の処理	291
52376	(6)	受給資格者証の処理	291
52377	(7)	その他留意事項	291
52401-			
52450	4	広域延長給付	293
52401	(1)	概要	293
52402	(2)	炭鉱離職者臨時措置法との関係	293
52403	(3)	広域職業紹介活動に係る指示	293
52404	(4)	広域延長措置の実施	294
52405	(5)	広域延長措置に係る延長給付の打切り	294
52406	(6)	広域職業紹介適格者の認定	294
52407	(7)	受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることを 適当と認定する場合の基準	294
52408	(8)	広域延長措置に係る地域に移転してきた受給資格者の取扱い	295
52409	(9)	広域延長措置に係る地域に移転した受給資格者の当該移転について 「特別の理由」があると認定する基準	296
52410	(10)	対象者の決定	296
52411	(11)	広域延長措置の適用を受けている者が就職し、広域延長措置の指定 期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い	297
52412	(12)	指定地域に移転後の広域延長給付に係る基本手当の支給	297
52413	(13)	支給台帳の処理	298
52414	(14)	受給資格者証の処理	298
52451-			
52470	5	全国延長給付	299
52451	(1)	概要	299
52452	(2)	全国延長措置の実施	299
52453	(3)	全国延長措置に係る延長給付の打切り	299
52454	(4)	全国延長措置の適用を受けている者が就職し、全国延長措置の指定	

		期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い	300
52455	(5)	支給台帳の処理	300
52456	(6)	受給資格者証の処理	300
52471-			
52500	6	地域延長給付	301
52471	(1)	地域延長給付の適用を受ける者	301
52472	(2)	地域延長給付の決定	302
52473	(3)	延長給付日数及び受給期間	303
52474	(4)	地域延長給付に係るその他留意事項	304
52475	(5)	支給台帳の処理	304
52476	(6)	受給資格者証の処理	304
52477	(7)	その他留意事項	304
52501-			
52550	7	2以上の延長給付の措置が行われた場合の調整	306
52501	(1)	各延長給付を行う場合の優先度	306
52502	(2)	各延長給付に係る受給期間及び支給日数	307
52551-			
52600	8	給付日数を延長した場合の給付制限	311
52551	(1)	個別延長給付、終了後手当の支給、広域延長給付、全国延長給付 又は地域延長給付を受けている場合の給付制限	311
52552	(2)	訓練延長給付（終了後手当の支給を除く。）を受けている場合の 給付制限	311
52553	(3)	法第29条の給付制限を行う場合の事務処理	311
52701-			
52800	第14	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	312
52701-			
52750	1	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	312
52701	(1)	概要	312
52702	(2)	公共職業訓練等	312
52703	(3)	公共職業訓練等の受講指示	313
52704	(4)	受講指示に関する連絡	313
52705	(5)	受講届及び通所届の提出	313
52706	(6)	受講届を受理した場合の事務処理	314
52707	(7)	通所届を受理した場合の事務処理	315
52708	(8)	公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給	315
52801-			
53000	第15	技能習得手当及び寄宿手当	322
52801-			
52850	1	概要	322
52801	(1)	概要	322
52802	(2)	公共職業訓練等及び受講指示	322
52851-			
	2	技能習得手当の支給	322

52900			
52851	(1)	受講手当の支給要件	322
52852	(2)	受講手当の支給額	322
52853	(3)	通所手当の支給要件	322
52854	(4)	通所手当の支給額	323
52901-	3	寄宿手当の支給	329
52950			
52901	(1)	寄宿手当の支給要件	329
52902	(2)	寄宿手当の支給額	329
52951-	4	技能習得手当及び寄宿手当の支給に伴う事務処理	330
53000			
52951	(1)	技能習得手当及び寄宿手当の支給並びに支給日	330
52952	(2)	技能習得手当及び寄宿手当の支給手続	330
53001-	第 16	傷病手当の支給	331
53100			
53001-	1	傷病手当の支給	331
53050			
53001	(1)	概要	331
53002	(2)	傷病手当の支給対象者	331
53003	(3)	傷病手当の支給対象日	332
53004	(4)	傷病手当の支給日数	333
53005	(5)	傷病手当の日額	334
53006	(6)	傷病の認定	334
53007	(7)	傷病手当の支給	336
53008	(8)	傷病手当支給申請書の事務処理	336
53009	(9)	支給台帳及び受給資格者証の処理	336
53101-	第 17	未支給失業等給付の支給	339
53200			
53101-	1	未支給失業等給付の支給	339
53150			
53101	(1)	概要	339
53102	(2)	未支給失業等給付の支給対象者	339
53103	(3)	未支給失業等給付の支給対象日	340
53104	(4)	未認定の未支給失業等給付に係る失業の認定等	340
53105	(5)	未支給失業等給付の支給手続	341
53106	(6)	未支給失業等給付請求書の事務処理	344
53107	(7)	削除	344
53108	(8)	支給台帳及び受給資格者証の処理	344
53201-	第 18	解雇の効力等について争いがある場合の措置	347
53400			

53201-			
53250	1	概要	347
53251-			
53300	2	解雇の効力等について争いがある場合の資格喪失の確認	347
53251	(1)	確認	347
53252	(2)	確認通知	348
53253	(3)	解雇を無効又は不当とする命令、判決又は判定があった場合の 取扱い	348
53254	(4)	仮処分命令又は労働委員会の救済命令に基づき賃金が支払われた 場合の取扱い	349
53255	(5)	解雇を無効（原状回復を含む。）とする命令、判決、判定等により 2の雇用関係が生じた場合の取扱い	349
53301-		解雇の効力等について争いがある場合の離職票の受理、失業の認定	
53350	3	及び基本手当等の支給	350
53301	(1)	離職票の受理	350
53302	(2)	失業の認定及び基本手当等の支給	351
53303	(3)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	354
53304	(4)	条件付支給中の不正受給の取扱い	354
53305	(5)	本人の申出による条件付給付の取扱いから 本給付の取扱いへの変更	354